

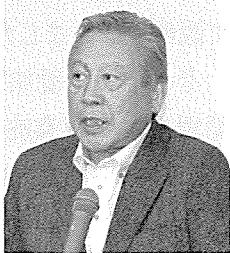
不当要求防止責任者講習会開催

9月26日（木）午後1時30分より名古屋国際会議場2号館211・212展示室（名古屋市熱田区）にて、「不当要求防止責任者講習会」が、86社105名参加のもと開催されました。

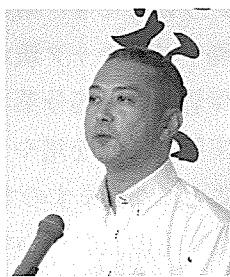
不当要求防止責任者は原則3年ごとに講習会を受講し更新されます。今回平成28年9月8日に開催され3年が経過しましたので今回開催されました。

講習会は（公財）暴力追放愛知県民会議専務理事 梶原正俊氏より開会の挨拶、同氏の講習が始まりました。不当要求防止責任者とは平成4年に暴力団対策法が施行され事業者が不当要求防止責任者を選任する義務がありその役割として、①事業所内での対応体制の整備 ②職場において従業員等に対する指導教育の実施 ③不当要求行為が発生した場合の事態の調査と警察への連絡等、概要について述べました。他にも各業界の取り組み、平成30年度の全国の企業を対象としたアンケート結果をもとに、不当要求をされたことが在るか、不当要求をしてきた相手、内容、対処について説明がありました。

暴力団の現状については、愛知県警察本部組織犯罪対策課暴力団対策室警部補 岡村政輝氏より講習がありました。構成員等の推移は毎年減少傾向にあり、平成4年の暴対法施行時に比べ1/4に減っていますが、未だに3万人の暴力団員が生き残っており、それらは言い換えれば勝ち組、精銳部隊といえます。現在、指定暴力団として24団体が指定されており、最大組織は六代目



講師の（公財）暴力追放愛知県民会議 梶浦専務理事



講師の愛知県警組織犯罪対策課 岡村警部補



山口組であり、組長は名古屋の弘道会初代会長です。構成員とは暴力団組員を指し、準構成員とは暴力団の維持または運営に協力、または、関与している者と定義しています。共生者はフロント企業、企業子弟と呼ばれており、暴力団に利益を供与する見返りに暴力団の威力、情報量、資金などを利用し、自らの利益の拡大を図る者と定義しています。愛知県の情勢として暴力団員は1,300人、構成員700人。六代目山口組の傘下勢力は約1,100人、神戸山口組の勢力は200人。弘道会と呼ばれる6代目山口組の2次団体の勢力が600人、構成員300人。他にも分裂した山口組及び弘道会の現状、取り締まり状況について話がありました。

（公財）暴力追放愛知県民会議講習部長 井上信一氏からは、反社会的勢力の定義、活動実態、反社会的勢力排除の重要性、企業指針、平素からの反社会的勢力対策、不当要求に対する対応策等について講義を受けました。映像学習では、「奴らには屈しない！」を上映して、現実での対応について学びました。



講師の（公財）暴力追放愛知県民会議 井上講習部長

講習後の修了証授与では、受講者を代表して（有）アイミ 石川太一氏に修了証が授与され、講習会は閉会しました。